

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、平成 28 年度税制改正に関する 3 回シリーズの 3 回目として所得税の改正ポイントについて、小嶋税務会計事務所に寄稿いただきました。

平成 28 年度税制改正（3）所得税

今回は、平成 28 年度税制改正について、所得税に関する改正のポイントです。

空き家にしていた家屋の流通を進めるための控除の特例、三世代が同居できるようにするための家屋の改修工事の特例、医療費控除の特例などが設けられました。

1. 空き家を売却した際の譲渡所得の特別控除の導入

相続により生じた空き家であって旧耐震基準しか満たしていないものに関し、相続人が必要な耐震改修又は除却を行った上で家屋又は土地を、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの間に譲渡した場合は、3,000 万円の特別控除の適用が受けられます。ただし、次の要件を満たした場合に限ります。

- (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋であること
- (2) 相続開始直前において、被相続人が一人で住んでいたこと
- (3) 相続開始日以後 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの譲渡であること
- (4) 譲渡額が 1 億円以下であること

2. 三世代同居に対応した住宅リフォームに係る税額控除制度の導入

個人が所有する居住用家屋に一定の三世代同居改修工事を含む増改築等をして、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの間に居住した場合、次のいずれかの特例を適用できます。

- (1) ローン控除の特例(5年間)
税額控除額＝ローンの年末残高(1,000万円が限度)×控除割合(1%もしくは2%)
- (2) 税額控除の特例
税額控除額＝標準的な工事費用相当額(250万円が限度)×10%

3. 医療費控除の特例の導入(スイッチOTC薬控除)

一定の健康維持増進および疾病の予防への取組みを行う個人等が購入した一定のスイッチOTC医薬品(要指導医薬品および一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品)の購入金額の合計額が 12,000 円を超える場合、その超える部分の金額(88,000 円を限度)を、その年分の総所得金額から控除することができます。この特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることはできません。

今回の税制改正は、空き家対策、高齢者問題、医療費問題など、現在の日本の諸問題の緩和を税制面から後押しするものとなっています。

※その他詳細は、財務省HP「税制改正の概要」をご覧ください。

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html

(小嶋税務会計事務所)